

甲第113号証

P. 109 v. 131

清江先生集

(2013)
H25大(高)H21

175

10

判例研究

平成二四年衆議院議員選挙における

選挙区割規定の合憲性

甲子太歲
壬午月
丁未日
庚午年
己卯月
癸未日

公法研究会

最大判平成二五年一一月二〇日（民集六七卷八号一五

三〇

【事実の概要】

○三(頁)

最大判平成二五年一月二〇日(民集六七巻八号一五)

【事実の概要】

本件は、平成二四年一二月一六日施行の衆議院議員総選挙(以下「本件選挙」)について、東京都第一二区、同第五区、同第六区、同第八区、同第九区及び同第一八区並びに神奈川県第一五区の選挙人である原審原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙(以下「小選挙区選挙」)の選挙区割り及び選挙運動に基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

ように定めていた（以下この区割基準を「本件旧区割基」）。以下の旧区画審設置法二条一項の、各都道府県にあらかじめ選挙区を一配当する部分を、「一人別枠方式」という。

（一項）前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果によ

成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下、「区画審設置法」）によれば、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に關し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされてい（同法第一条）。平成二四年法律第九五号による改正前の区画審設置法三条（以下「旧区画審設置法三条」）は、選挙区割りの基準につき、下記のように定めていた（以下、この区割基準を「本件旧区割基準」）。以下の旧区画審設置法三条一項の、各都道府県にあらかじめ選挙区を一配当する部分を、「一人別枠方式」という。

る人口をいう。以下同じ。) のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

(二項) 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

平成二一年八月三〇日施行の衆議院議員総選挙(以下「平成二一年選挙」)の小選挙区選挙は、平成一四年七月改正の公職選挙法により改定された選挙区割り(以下「本件選挙区割り」)の下で施行されたものである(以下、平成二一年選挙に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めた上記改定後・平成二四年改定前の公職選挙法一二条一項及び別表第一を併せて「本件区割規定」)。この平成二一年選挙について、平成二三年大法廷判決(最大判平成二三年三月二三日民集六五巻二号七五五頁)は、平成二一年選挙時において一人別枠方式の立法時の合理性はもはや失われており、一人別枠方式を前提にした本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた

と判示した。そして、是正のための合理的期間は経過していないとしつつも、できるだけ速やかに本件旧区割基準中の一人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法二条一項の趣旨に沿って区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると述べていた。

その後、平成二三年大法廷判決を受けて、是正の方策について、各政党による検討を経た上で、平成二三年一〇月以降、衆議院選挙制度に関する各党協議会の会合が十数回開催されて政党間の協議が行われた。その間、投票価値の較差の是正のほか、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革の問題をめぐって検討が重ねられたが、いずれにしても成案を得られないまま、平成二二年一〇月に実施された国勢調査の結果に基づく区画審による選挙区割りの改定案の勧告の期限である平成二四年二月二五日を経過した。

その後は区画審が選挙区割りの改定案の検討に着手するための所要の法改正の作業が優先され、同年六月及び七月に複数の政党の提案に係る改定法案がそれぞれ第一八〇回国会に提出された。これらの改定法案は、①一人別枠方式の廃止及びいわゆる○増五減の点で内容を同じくし、②比例代表選挙の総定数の削減及び小選挙区選挙との連用制の採否の点で内容を異なるものであった。②をめぐる政党間の意見対立のため同国会の会

期中にはいずれも成立に至らず、同年一〇月に召集された第一八一回国会において、継続審議とされていた①の点のみを内容とする改正法案が、同年一一月一五日に衆議院で可決され、翌

一六日の衆議院解散の当日に参議院で可決された。

平成二四年改正法の成立と同日に衆議院が解散され、同年一二月一六日に本件選挙が施行されたが、平成二四年改正法の改正内容に沿った選挙区割りの改定には新たな区画審の勧告及びこれに基づく別途の法律の制定を要し、本件選挙までに新たな選挙区割りを定めることは不可能であつたため、本件選挙は前回の平成二一年選挙と同様に本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの下で施行されることとなつた。

本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差を見ると、選挙人数が最も少ない高知県第二区と選挙人数が最も多い千葉県第四区との間で一対二・四二五であり、高知県第二区と比べて較差が二倍以上となつてゐる選挙区は七二選挙区であつた。

なお、本件選挙後、平成二五年三月二八日に区画審は、○増五減を前提にする選挙区割りの改正案の勧告を行い、これに基づいて平成二五年六月二四日に公職選挙法の改正が行われた。
○増五減とともに改定案通りの選挙区割りの改定が行われ、平成二二年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は一・九九八倍に縮小した。

【判決要旨】

一 投票価値の平等の判断基準

憲法は投票価値の平等を要請していると考えられるが、「投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、……選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている」。

「衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員一人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであつて、具体的な選挙区を定めるに当たつては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図

ることが求められているところである。したがって、このよくな選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである」。

二 違憲状態の確認

平成二二年大法廷判決は、一人別枠方式を含む本件旧区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りを、平成二一年選挙時において違憲状態と判断したのであるが、「本件選挙は、……平成二一年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた本件選挙区割りの下で再び施行されたものであること、……選挙区間の較差は平成二一年選挙時よりも更に拡大して最大較差が二・四二五倍に達していたこと等に照らせば、本件選挙時において、前回の平成二一年選挙時と同様に、本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたものといわざるを得ない」。

これが求められているところである。したがって、このよくな選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである」。

三 合理的期間の判断

(1) 選挙制度形成を巡る裁判所と立法府の関係の定式化

「衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①定数配分又は選挙区割りが前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにどめるか否かといった判断の枠組みに従つて審査を行つてきた。こうした段階を経て判断を行う方法が採られてきたのは、単に事柄の重要性に鑑み慎重な手順を踏むというよりは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しており、上記の判断枠組みのいずれの段階においても、国会において自ら制度の見直しを行うことが想

定されているものと解される。換言すれば、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである^③。

(2) 合理的期間の判断基準

「⁴」のような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①の段階において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、上記②の段階において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであつたといえるか否かという観点から評価すべきものと解される^④。

(3) 事案への当てはめ

「本件旧区割基準中の人別枠方式に係る部分及び同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割り」が、「憲法

の投票価値の平等の要求に反する状態に至つているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成二十三年三月二二日であり、「国会が違憲状態を認識し得たのは、平成二十三年三月二二日の大法廷判決の時点であつたというべきである。

「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法三条二項の定める一人別枠方式を廃止し、同条一項の趣旨に沿つて平成二二年国勢調査の結果を基に各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていたところである。その一連の過程を実現していくことは、多くの議員の身分にも直接関わる事柄であり、平成六年の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた一人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行つもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものということができ、立法の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。また、このような定数配分の見直しの際に、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革といった基本的な政策課題が併せて議論の対象とされたことも、この問題の解決に向けての議論を收れんさせることを困難にする要因となつたことも否定し難い。そうした中

で、平成二二年国勢調査の結果に基づく区画審による選挙区割りの改定案の勧告の期限を経過した後、まず憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下に法改正の作業が進められ、一人別枠方式を定めた旧区画審設置法三条二項の規定の削除と選挙区間の人口較差を二倍未満に抑えるための前記○増五減による定数配分の見直しが行われたものといえる」。

また、「本件選挙前に成立した平成二四年改正法の定めた枠組みに基づき、本来の任期満了時までに、区画審の改定案の勧告を経て平成二五年改正法が成立し、定数配分の上記○増五減の措置が行われ、平成二二年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を二倍未満に抑える選挙区割りの改定が実現されたところである。このように、平成二一年選挙に関する平成二三年大法廷判決を受けて、立法府における是正のための取組が行われ、本件選挙前の時点において是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていたものということができる」。

上記○増五減の措置では「定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており、平成二二年国勢調査の結果を基に一人別枠方式の廃止後の本件新区割基準に基づく定数の再配分が行われているわけではなく、全体として区画審設置法三条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえない、そのため、今後の人口変動により再び較差が二倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない」が、「今回のような漸次的な見直しを重ねることによってこれ（区画審設置法三条の趣旨に沿った選挙制度の整備・筆者注）を実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されている」。

以上に鑑みると、「国会における是正の実現に向けた取組が平成二三年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかつたということはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断することはできない⁽⁶⁾」。

四 結 論

「本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、……憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいはず、本件区割規定が憲法一四条一項等の憲法の規定に違反するものということはできない」。

鬼丸かおる裁判官の意見、大谷剛彦裁判官・大橋正春裁判官・木内道祥裁判官の各反対意見がある。

【評 紹】

I はじめに

本判決は⁽⁷⁾、平成二二年大法廷判決において違憲状態とされた本件選挙区割りの下で行われた平成二四年衆議院議員選挙について、本件選挙区割りを投票価値の平等の要求に反する状態にあつたとしつつ、いわゆる「合理的期間」を経過していなかったとして是認できるか否かという基準で判断を行つてきたが⁽⁸⁾、平成二二年大法廷判決もこの基本枠組みを引き継いでいる。

その上で、平成二二年大法廷判決は、以下のように一人別枠方式の不合理性を導く。まず、人口過疎地域への配慮から一人別枠方式を正当化しようとする見解については、議員は「全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮はそのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事柄であつて、……投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいひ難い」と述べる⁽¹¹⁾。他方で、最高裁は、一人別枠方式には、新たな選挙制度の導入に当たり、人口の少ない県における急激な定数削減を避ける激変緩和措置・選挙制度改革実現のための政治的妥協といふ点で当初は合理性が認められるとする。しかし、その激変緩和措置等としての性格から、「一人別枠方式は、おのずからその合理性に時間的な限界があるもの」というべきであり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになつた段階においては、その合理性は失われる」とし、遅くとも平成二二年衆議院議員選挙時には、この合理性

II 平成二二年大法廷判決の要点

本判決の検討に当たり、まずは前提になる平成二二年大法廷判決の論理を確認しておこう。平成二二年大法廷判決は、旧区画審設置法三条二項の「人別枠方式及び、それを前提にした本件選挙区割りを違憲状態としたものであるが、その論理は大要以下のようなものであった。⁽¹²⁾

最高裁は、昭和五一年判決以降、衆議院議員選挙に係る投票価値の平等については、「国会が正當に考慮する」とのできる

は失われていたとして、一人別枠方式が違憲状態にあつたとの結論を導く。⁽¹²⁾

そして、平成二二三年大法廷判決は、「本件選挙区割りについては、本件選挙時において上記の状態にあつた一人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められたものである以上、これもまた、本件選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていたものというべきである」として、本件

選挙区割りもまた、違憲状態であると判断した。なお、平成二二三年大法廷判決は、一人別枠方式の「不合理性が投票価値の較差としても現れてきていた」という形で較差に言及するに留まり、較差の数値それ自体から本件選挙区割りが違憲状態であるという結論を導いてはいない。平成二二三年大法廷判決以前の判決における違憲状態の認定とは異なり、平成二二三年大法廷判決は、一人別枠方式の目的は、「国会が正当に考慮することのできる他の政策目的ないし理由」⁽¹³⁾とされるべきの政策的・目的ないし理由」とは言えないことから、そもそも投票価値の平等の要請を相対化することはできないという理由で、違憲状態と判断していると考えられる。⁽¹⁴⁾

しかし、「平成一九年六月一三日大法廷判決において、平成二二七年の総選挙の時点における一人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、……いざれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至つていない旨の判断が示されていた

ことなどを考慮す」れば、合理的期間内に是正がされなかつたものということはできないとして、結論的には合憲とされた。⁽¹⁵⁾但し、できるだけ速やかに一人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法三条一項（現二条）の趣旨に沿つて区割規定を改正するなど、「投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある」と付言がされている。⁽¹⁶⁾

III 違憲状態の確認と較差への注目

本判決も、衆議院議員選挙に係る投票価値の平等について、「国会が正当に考慮することのできる他の政策目的ないし理由との関連」で相対化を認め、国会が考慮しうる諸般の要素を総合考慮した上でなお、選挙制度形成のために「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否か」という基準で判断するとしており、昭和五一年判決以降の基本枠組みは維持している。そして、本判決は判旨二のよう、平成二二二年大法廷判決以降も是正されていない本件選挙区割りについて違憲状態であると認定した。上述のように平成二二三年大法廷判決が本件選挙区割りを違憲状態と判断していたことからすれば、この区割りのまま実施された本件選挙について、「本判決が引き続き違憲状態を認定するのは当然である」と言えよう。

しかし、ここでは、本判決が、本件選挙区割りを違憲状態と

判断する文脈で、殊更に較差の拡大にも言及している意味について検討をしておくべきであろう。というのも、本件で違憲状態と認定するためには、「本件選挙は、……平成二一年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた本件選挙区割りの下で再び施行されたものであること」を挙げれば十分であり⁽¹⁹⁾、これと並べて「選挙区間の較差は平成二一年選挙時よりも更に拡大して最大較差が二・四五倍に達していた」と、敢えて較差の拡大に言及する必要はなかつたと考えられるからである。

平成二三年大法廷判決の論理からすれば、一人別枠方式を前提にする区割基準には投票価値の平等を相対化するだけの合理性がないのであり、投票価値の不平等が生じているのであれば、較差の数値如何によらず、平成二一年選挙に係る選挙区割りは違憲状態と判断されたと考えられる。確かに、平成二三年大法廷判決以降、本件選挙前に、平成二四年改正法によつて一人別枠方式は廃止されているが、本件選挙自体は一人別枠方式を前提にした選挙区割りが改定されないまま行われたものである。あつたとはおよそ考えられず、本件でも平成二三年大法廷判決と同じ論理が妥当しよう。そうであるとすれば、較差が平成二一年選挙時よりも縮小していたとしても本件選挙区割りは違憲

状態とされたといえ、較差の拡大が本件で違憲状態を基礎づける直接の理由になつたとは考えられない。

では、本判決が較差の拡大に言及した意味はどこにあるのだろうか。それは、新たな区割基準の下で選挙区割りの改定を行つたとしても、一人別枠方式廃止後にあつては、小選挙区制の下での従来の諸判決と比べ、較差の数的基準を厳格に設定することを確認・強調することにあろう。実際、本件選挙後になされた選挙区割りの改定に関して、本判決では「今後の人口変動により再び較差が二倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されることはいえない」との言及がされており、

平成二三年大法廷判決が「投票価値の平等に配慮した合理的な基準」と評価した旧区画審設置法三條一項・現三條も言及する、最大較差二倍という数値へのかなりのこだわりが伺える。⁽²⁰⁾小選挙区制の下では較差の数値を直接の理由に違憲状態と判断した最高裁判例は、本件を含め未だ存在しないので、較差二倍が数的基準であるとはここでは結論付けられない。しかし、本判決は較差の数的基準を、今後は従来よりも厳格に設定するというメッセージを、明確に発信しているといえよう。この較差の数的基準の厳格化の意義については、以下の合理的期間の判断との関係で、後に改めて触れることとしよう。

IV 合理的期間の判断

以上のように本判決は本件選挙区割りの違憲状態を確認し、合理的期間の判断へと歩を進めるのであるが、結局、合理的期間は経過しておらず、違憲とはいえないと結論付けている。本件選挙は、平成二三年大法廷判決から一年九か月たつたにも関わらず、選挙区割りの改定がされないまま実施されたものであること、各地の高裁で一五件もの違憲判断が示され、そのうち二件は違憲無効判決にまで踏み込んだものであつたことからすれば、小選挙区制の下で初の違憲判決となるものと期待されるものであつただけに、本判決に対しては「後退」という批判がされている。⁽²⁴⁾この合理的期間の判断は、本判決の中核をなすものであり、以下では詳しく検討をしていこう。

一 選挙制度形成を巡る裁判所と立法者の関係の定式化

まず、本判決は、合理的期間の判断に先立ち従来の衆議院議員選挙における投票価値の不平等にかかる判断枠組みを、判旨三一(1)のように三段階に定式化している。この点が本判決の「最大の特徴」といわれており、この整理についてここで若干の検討をしておこう。

本判決は「当裁判所大法廷は、これまで」と従来の諸判決を総括する形でこの三段階の判断枠組みの定式化を行つており、

それは「憲法の予定している司法権と立法権の関係に由来するもの」であるという。⁽²⁵⁾すなわち、本判決は、「裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によつて行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しており、上記の判断枠組みのいずれの段階においても、国会において自ら制度の見直しを行うことが」憲法の想定するところであるというのである。確かに、選挙権は「制度的権利」であり、その実現はまずもつて立法者の役割であること、そして投票価値の平等はその際の立法指針に過ぎないことを考えれば、法律を無効にすれば問題が解決するというのではなく、結局は立法者が憲法の要請を満たす法制度を形成するのを待つ他ない、というのはその通りである。

しかし、そもそも何故、本判決は従来の判例の判断枠組みを、「憲法の予定している司法権と立法権の関係に由来するもの」であるとまで強調して、改めて定式化したのであろうか。平成二三年大法廷判決の延長に位置づけられる本判決においては、別段の断りなく、違憲状態の認定の後、合理的期間の判断に歩を進めても違和感はなかつたはずである。それにも関わらず、上記引用部分に続けて、本判決は、「裁判所が選挙制度の憲法

適合性について上記の判断枠組みの各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべき」とも述べ、「憲法の予定している司法権と立法権の関係」について

二回も言葉を変えて説明しており、もはや、くどさを覚えるほどである。

「」で、この二回の言い換えを比べてみると、実際には単純な言い換えでなく、焦点が異なることがわかる。すなわち、最初の言い換えでは、是正における国会の裁量を裁判所が尊重すべき」とに焦点があてられている。これに対し、二度目の言い換えでは、「国会がこれ（裁判所の示した判断・筆者注）を踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿う」として、国会は裁量権の行使に当たり裁判所の判断に配慮せよという点に焦点があてられている。そして、この点こそが、以下で検討するように、「国会における是正の実現に向けて相当なものであつたといえるか否か」という観点から評価すべき」という一般的な基準を提示する。合理的期間が問題になつた従前の判決においては、合理的期間について「一般的な判断基準は示されてこなかつた」のであり、この判断基準を示したことでも本判決の特徴として、既に指摘されているところである。^③しかし、このように定式化された合理的期間は、従来のそれと同一のものなのであろうか。

(1) 平成二三年大法廷判決以前の合理的期間の判断

(1) を合理的期間の判断基準とし、以前の合理的期間の判断では見られなかつた、選挙後の事情までも考慮に入れる、本件における合理的期間の判断にも色濃く反映されている。まさに、本件における合理的期間の判断の布石として、本判決は改

めて裁判所と国会の関係を定式化し、強調したのではない^④かと思われる。

二 合理的期間経過の判断基準

以上の裁判所と国会の関係の定式化を経て、本判決は合理的期間について、「単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要な手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法

裁量権の行使として相当なものであつたといえるか否か」という観点から評価すべき」という一般的な基準を提示する。合理的期間が問題になつた従前の判決においては、合理的期間について「一般的な判断基準は示されてこなかつた」のであり、この判断基準を示したことでも本判決の特徴として、既に指摘されているところである。^⑤しかし、このように定式化された合理的期間は、従来のそれと同一のものなのであろうか。

平成二三年大法廷判決以前の合理的期間の適用は、いずれも人口異動に起因する違憲状態を前提にするものであった。初めて合理的期間を用いた昭和五一年大法廷判決は、人口異動により較差は絶えず変動するところ、「選挙区割と議

員定数の配分を頻繁に変更することは、必ずしも実際的でなく、また、相当でもない」と述べ、昭和四七年選挙のかなり以前から違憲状態が生じていたこと、公職選挙法の別表第一の末尾の規定にも関わらず、昭和三九年の改正後「八年余にわたって」改正がされていないことを理由に、合理的期間が経過したと判断した⁽³⁾。昭和五八年大法廷判決は、昭和五〇年公職選挙法改正後、昭和五五年選挙の「ある程度以前において」再度違憲状態が生じたが合理的期間は経過していないとしつつも、先の別表第一の末尾の規定に言及し、「昭和五〇年改正法施行後既に約七年を経過している現在、できる限り速やかに改正されることが強く望まれる」と付言している⁽³⁾。続く昭和六〇年大法廷判決は、この昭和五八年大法廷判決が違憲状態とした選挙区割りのまま行われた昭和五八年選挙について、合理的期間が経過したと判断している⁽³⁾。昭和六〇年大法廷判決は、先行する昭和五八年大法廷判決で違憲状態とされた選挙区割りのまま行われた選挙を対象としている点では、本判決と同様であり、合理的期間の判断の中で先行する昭和五八年大法廷判決にも言及している。もともとそれは、違憲状態は昭和五八年大法廷判決も確認しているところである、という趣旨に留まつており、本判決のうな定式化は見られない。合理的期間の判断においては、昭和五八年大法廷判決も指摘する時間的因素が重視されていたと考え

るのが素直であろう。平成五年大法廷判決も、昭和六一年公職選挙法改正後、平成二年選挙の「ある程度以前の時期において」違憲状態になっていたとしつつ、同選挙までには議員定数配分規定の施行の日である昭和六一年選挙の施行日からは約三年七か月、昭和六〇年国勢調査の確定値が公表された日からは約三年三か月であるとして、合理的期間の経過を否定している。以上の諸判決では、まさに本判決の大谷裁判官反対意見が言うように、合理的期間には是正のための「時間的な猶予」としての性格が与えられており、「投票価値の較差が違憲状態に陥つてからこれが継続している期間……の長さ」に重きが置かれてきたと読むのが素直であろう⁽³⁾。しかも、その際には、公職選挙法の別表第一の末尾の規定を参考に期間を設定しようとする姿勢がうかがえる。

(2) 平成二三年大法廷判決における合理的期間の判断

以上に対し、本判決が前提とする平成二三年大法廷判決は、人口異動を理由に違憲状態とされた選挙区割りではなく、一人別枠方式についての規範的評価の変化を理由に違憲状態とされた選挙区割りに合理的期間の判断を適用したものであった。そこでは、「平成一九年六月一三日大法廷判決において、平成一七年の総選挙の時点における一人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、……いすれも憲法の投票価値の

平等の要求に反するに至つていない旨の判断が示されていたことなどを考慮す」れば、合理的期間内に是正がされなかつたものということとはできない、と判断がされている。⁽³⁹⁾ 違憲状態の根拠が規範的評価の変化であるだけに、ここでは合理的期間の起算点の確定も、長さの確定も、人口異動に起因する違憲状態の場合以上に不明確となる。平成二二三年大法廷判決は合理的期間の起算点やその基礎については明言していないが、合憲判決があつたことを強調する平成二二三年大法廷判決は、いつ客観的に違憲状態となつたかという」とよりも、いつ国会が違憲状態を知りえたかという、国会の認識可能性を合理的期間の検討上重視しているようにも読める。その意味で、合理的期間の判断による「違憲の主觀化」を促進する契機となり得るものであつた。⁽⁴⁰⁾

(3) 本判決における合理的期間の判断

以上の、先行判例における合理的期間の用法を踏まえ、本判決の合理的期間について評価を加えよう。「国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであつたといえるか否か」という本判決の判断基準については、以下の二点が指摘できよう。第一に、合理的期間の判断においては、いつ客観的に違憲状態となり、どれだけ時間が経過したか、という客観的な時間の長短ではなく（これは総合考慮の一要素に過ぎない）、是正に向けた立

法者の行為態様の相当性を審査する「⁽⁴¹⁾」ことが明示されたことである。これはまさに、「立法者の努力を評価する司法判断」を意味するといえ、合理的期間の判断は立法者の行為態様によって左右されることになり、必然的に主觀化する。第二に、合理的期間の判断においても国会の裁量権に配慮をするとしつつも、「司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として（強調・筆者）」と、国会の裁量権を枠づけていることである。立法者の行為態様の相当性の審査にあたり、立法者が「司法の判断の趣旨を踏まえ」といるか否か、すなわち立法者が裁判所の言うことを聞いているか否かを評価するというのである。

以上、本判決のように定式化された合理的期間の判断は、もはや是正のための単なる「時間的な猶予」ではない。合理的期間の判断は、平成二二三年大法廷判決に見られた類の「違憲の主觀化」もはるかに超え、裁判所が、自らの「⁽⁴²⁾」とを聞いて立法者が適切に行行為をしているか否かを審査する場へと変容してしまつてゐるのであり、従来の判決の総括に留まるものではない。

三 事案への当てはめ

それでは、以上の合理的期間の判断基準に照らし、本判決はどう様に合理的期間の経過を否定したのか、以下で検討を加え

よう。

(1) 起算点

まず、本判決は合理的期間の起算点を、本件選挙区割りが違憲状態となるとの判断が初めて下された平成二三年三月二三日としている。しかも、本判決の前提となる平成二三年大法廷判決においては必ずしも明示的ではなかつたが、本判決は明確に、その基礎を国会が違憲状態を認識し得た時点であるということに求めてい。起算点の基礎を国会が違憲状態を認識し得た時点に求めるというのであれば、客観的に違憲状態になつた時点と合理的期間の起算点の間にタイムラグが生じるのは当然である。なお、

ここで注意を要するのは、あくまで起算点は「国会が違憲状態を認識し得た時点」であり、「違憲状態の認定がされた時点」ではない、ということである。本判決において、起算点が平成二三年三月二三日とされたのは、一人別枠方式の規範的評価を変更しての違憲状態の認定という平成二三年大法廷判決の特殊性を踏まえれば、国会が違憲状態を認識可能であつたと確定的に言えるのは、一人別枠方式の規範的評価が変更され違憲状態とされた時点（平成二三年三月二三日）と考えざるを得ない、という事情によると言えよう。^④合理的期間が立法者の行為態様の相当性を審査するものであれば、その起算点を立法者の認識

可能性に係らしめることには違和感はない。もつとも、本判決の合理的期間の判断基準からすれば、時間の長さには重きが置かれていないので、もはや起算点を厳密に特定する必要性は感じられない。

(2) 国会に求められる是正措置の内容

続いて、本判決は、平成二三年大法廷判決の付言を踏まえ、「旧区画審設置法三条二項の定める一人別枠方式を廃止し、同条一項の趣旨に沿つて平成二二年国勢調査の結果を基に各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定すること」^⑤が違憲状態の解消のため国会に求められる是正措置であるとする。○増五減の措置では「定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており、……一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない」としていることからすれば、裁判所の求める最も理想的な是正措置は、一人別枠方式によつて各都道府県に割り当てられた定数をすべて削減し人口比例に従つて再配分を行うことであろう。もつとも、本判決は、「今回のような漸次的な見直しを重ねることによってこれ（区画審設置法三条の趣旨に沿つた選挙制度の整備・筆者注）を実現していく」とも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容され

ている」と述べており、差し当たりは○増五減の措置でも足りる」と考へてゐるようである。

(3) 国会の行為態様の相当性

しかし、「漸次的な見直し」が必要とはいへ、平成二五年改正法のような○増五減の措置で足りたと/orのであれば、一年九か月の間に選挙区割りの改定に至らなかつた国会の対応は「司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであった」といえるのである。○増五減の措置であれば、大橋裁判官反対意見が言うように、「一人別枠方式の廃止から約七か月で区割規定の改正が行われており、一人別枠方式を廃止する法改正作業が平成二三年大法廷判決言渡し直後から真摯に行われていたとするならば、本件選挙までの約一年九か月の間に区割規定の改正は十分に可能であった」という評価も十分にあり得よう。⁽⁴³⁾ だが、本判決は、合理的期間は経過していないといふ。

この点でまず注目に値するのが、国会において「議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革」も議論の対象とされ、「問題の解決に向けての議論を收れんさせること」が困難になつたという、本件選挙前の事情についての評価である。例えば、大橋裁判官反対意見は、「一人別枠方式の廃止は、立法府が優先的に実行すべき課題で、他の選挙制度の改革とは別個に取り組むべきものであり、選挙制度の抜本的改革を理由にその実現を遅らせることは許されるものではない」と述べ、この事情は国会の行為態様の相当性を否定する要素になる、ということを強調している。⁽⁴⁴⁾ これに対し、本判決は、「そうした中で……一人別枠方式を定めた旧区画審設置法三條二項の規定の削除と選挙区間の人口較差を二倍未満に抑えるための前記○増五減による定数配分の見直しが行われたものといえる」としており、困難な政局の中で真摯な努力をしていたとまでは言わないものの、少なくともこの事情を国会の行為態様の相当性を否定する要素とは考えていない。だが、単なる時間の長短ではなく、「司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使」の相当性を問うのであれば、「議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革」も議論されたことは、正に平成二三年大法廷判決の要請からの脱線である。選挙前の事情に着目する限り、合理的期間は経過せずとする論拠は脆弱と言わざるを得ない。

それを意識してか、本判決は、本件選挙後に一人別枠方式を廃止し○増五減措置を行うという枠組みに沿つて選挙区割りを改定する平成二五年改正法が成立したという、選挙後の事情まで引き合いに出して、合理的期間が経過していないという判断を導いている。⁽⁴⁵⁾ 定数不均衡訴訟における選挙後の事情の考慮は、既に参議院議員選挙に係る相当期間の判断の中での実現を運

ものではあるが、本判決は衆議院議員選挙に係る合理的期間の判断の中に初めてこれを採り入れたものである。しかし、木内裁判官反対意見の言うように、審査の対象は本件選挙時における選挙区割規定の合憲性であるのだから、選挙後の事情がその判断に影響を与えるというのは、一見すると奇妙である。もつとも、この点も、合理的期間の判断は「司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使」の相当性を問うものだという本判決の定式、及び「本件選挙前の時点において是正の実現に向かた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至つていた」と、本判決が合理的期間の経過を否定する際に評価の対象を選挙前の法改正に引き直していくことからすれば、以下のようない説明できよう。すなわち、合理的期間の判断において核心をなすのは、本件選挙時において国会が司法の判断を踏まえて適切に行動しているか否かである。衆議院解散後、「本来の任期満了時までに」ほどなく、平成二五年改正法が成立したということとは、本件選挙時において国会が平成二三年度大法廷判決を踏まえて適切に行動していた証拠に他ならない、ということであろう。しかし、この点に関しても大橋裁判官ように、平成二五年改正法の内容は「抜本的改革には程遠いものであり」、抜本的改革まで議論してしまったことによる是正の遅れを正当化できるものではないという評価もあり得よう。

以上を踏まえ、本判決は、⁽⁴⁸⁾国会における是正の実現に向けて取組が平成二三年度大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかつたということはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断することはできない（強調・筆者）とした。しかし、本件における選挙前の事情・選挙後の事情は十分に異なる評価もできるところであり、総合考慮における考慮要素の評価基準の不明瞭さは否めない。実際、本判決が（国会における是正の実現に向けて取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであつたといえるか否か（強調・筆者））を基準としつつ、（言い回しを変えた裁判所の意図は分からぬが）「司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであつた」と言い切れなかつたところに、合理的期間は経過せずとした判断への最高裁自身の迷いが伺える。

IV ハ四 小 括

〔本判決は合理的期間の判断基準を、「国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであつたといえるか否か」という形で一般的に定式化し、事案への当てはめの段階でも、単なる時間の長短ではなく、立法者が司法の判断を踏まえて適切に行動してい

るか否かを選挙後の事情にまで視野を広げ判断しており、先行する司法の判断を踏まえた「立法者の努力を評価する司法判断」としての合理的期間の性格を全面的に押し出したといえよう。

そして、先に述べたように、違憲状態とされる較差の数的基準を従来よりも厳格に設定するという方針も伺えることを合わせると、今後、小選挙区制を維持する限り違憲状態は比較的簡単に認定され、違憲判断の重心は立法者の行為態様の相当性判断の場へと変容した合理的期間の判断へと移ることが想定される。実際、本判決は、平成二五年法改正では「今後の人口変動により再び較差が二倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性」が高いと想定されるなど、一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない」としつつも、「今回のようないくこと漸次的な見直しを重ねることによつてこれを実現していくこと、国会の裁量に係る現実的な選択として許容される」と述べている。このことからすれば、今後、較差が二倍を少し上回つていればあつさりと違憲状態を認定し、司法の判断を踏まえた、「漸次的な見直し」に係る国会の裁量権行使の相当性に違憲判断の重心が置かれることは想像に難くない。その際には、昭和五一年大法廷判決以来、判断の重心が置かれてきた違憲状態の認定に係る第一段階が形骸化し、客観的に憲法の要請に反する

か否かという結果の統制を行うものから、立法者の行為の統制を行ふものへと、投票価値の平等にかかる統制法理はすっかり様変わりすることになる。⁽⁵³⁾

V おわりに

以上、選挙区割りの合憲性に係る判断に関する論点について、本判決の論旨を追いかけてきた。本判決は、較差の数的基準についての厳格な姿勢に加え、合理的期間の判断においても、「国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否か」という判断基準を設定し、従来よりも踏み込んで国会の行為態様による立法者の行為態様の相当性判断の場へと変容した合理的期間の判断において、結局は違憲判決を避けるために、考慮要素を立法者の有利に、緩やかに評価するというのであれば、「後退」の誇りは免れないだろう。しかし、理屈の上では、この判断基準を厳格に運用するという可能性も否定できない。

結局のところ問題は、本判決に如実に表れているように、総合考慮における評価・判断の不明瞭さにある。かつては違憲状態か否かの判断基準が不明確であり「ブラックボックス」であ

ると批判されていたところであり、見方によつては、最高裁は較差の基準を厳格化させた代わりに、新たな緩衝剤の必要から、「ブラックボックス」を次の段階、すなわち合理的期間の判断に移動させただけとも言いう。この相当性判断を総合考慮といふ「ブラックボックス」に置いたままであれば、結局は、立法者者の行為態様について基準が不明確なまま厳格に統制を行い、選挙制度の形成に係る国会の権限を実質的に奪うことになるか、あるいは、国会に対する法的な統制を離れ、単なる諮問機関に自らの地位を貶めるかのいずれかであろう。合理的期間の判断を、国会の行為態様の相当性を審査するものとして今後も運用するといふのであれば、判断基準の精緻化がのぞまれる。それが無理なのであれば、自身が定式化した判断枠組みの正しさを、一から問い合わせるべきであろう。

【付 記】

本稿脱稿後、参議院議員選挙に係る平成二六年一月二六日大法廷判決に触れた。同判決は、本判決を引用しつつ「憲法の予定している司法権と立法権との関係」を根拠に、従来の判断枠組みを、①違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至つているか否か、②選挙までの期間内に是正がされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるか否か、という一段階に定式

化し、②については、「国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なものであつたといえるか否か」という観点から評価すると述べております。衆議院議員選挙・参議院議員選挙での判断枠組みの明示的な歩み寄りが見られる。本判決及び平成二六年大法廷判決を経て、衆議院・参議院での定数不均衡訴訟における判断枠組みの歴史的発展の評価が必要となつてこようが、これについては別の機会に論じることにしたい。

① 最大判平成二五年一月二〇日民集六七巻八号一五二〇—一五一
一頁。

② 最大判平成二五年一月二〇日民集六七巻八号一五二二
一頁。

③ 最大判平成二五年一月二〇日民集六七巻八号一五二三—一五二
三頁。

④ 最大判平成二五年一月二〇日民集六七巻八号一五二三—一五二
一頁。

⑤ 最大判平成二五年一月二〇日民集六七巻八号一五二三—一五二
六頁。

⑥ 最大判平成二五年一月二〇日民集六七巻八号一五二六頁。

⑦ 本判決の解説・評釈としては、以下のものがある。赤坂正浩「平成二四年衆議院議員選挙と『一票の較差』」ジユリスト一四六六号（二〇一四年）八頁以下、岩井伸晃・林俊之「衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法（平成二四年法律第九五号による改正前のもの）」一三三条一項、別表第一の規定の合憲性」ジユリスト一四七〇号（二〇一四年）六四頁以下、倉田玲「投票価値の平等と司法審査の限界」判例時報二二二三号（二〇一四年）一三三頁

以下、齋藤一久「平成二四年衆議院議員選挙無効訴訟」法学セミナー一七〇九号（二〇一四年）一一八頁、「高見勝利」「政治のヤブ」から「退却」世界八五三号（二〇一四年）一二九頁以下、「只野雅人「違憲状態判決の『重み』」法律時報八六巻一号（二〇一四年）一頁以下、中川登志男「衆議院小選挙区選挙の一票の格差」専修法研究集五四号（二〇一四年）一三七頁以下、「西村枝美」「違憲状態とされた一人別枠方式を含む区割のまま行われた衆議院議員選挙の合憲性」新・判例 Watch vol.14（二〇一四年）三五頁以下、「横山真通「平成二四年衆議院議員総選挙に係る定数訴訟最高裁大法廷判決」法律のひろば六七巻五号（二〇一四年）五六頁以下。

⑧ 以下の内容について詳しくは、拙稿「衆議院議員選挙・選挙区割り規定の合憲性」法学論叢一七一巻一号（二〇一二年）一四〇頁以下。

⑨ まことに、最大判昭和五年四月一四日民集三〇巻三号一四四五頁を参照。この判断基準は、昭和五年判決を参考にすれば、以下の諸段階に分けられる。まず、①選挙制度の形成において考慮された事項が「国会が正當に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由」といえるか否か、統いて、②考慮された事項が正當なものであつたとしても、投票価値の不平等が「一般に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達している」か否かが判断される。そして、③「一般に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達している」と判断された場合には、「国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定され」「不平等を正当化すべき特段の理由が示されない限り」憲法違反と判断されることになる（最大判昭和五年四月一四日民集三〇巻三号一四五一四七頁）。整理を若干異にするが、同じく段階構造を指摘するもの

として、西村・前掲注⑦三六頁、駒村圭吾「憲法訴訟の現代的転回」（日本評論社、二〇一三年）一九四一九六頁。

⑩ 最大判平成二三年三月一三日民集六五巻二号七七七一七七八頁。

⑪ 最大判平成二三年三月一三日民集六五巻二号七七八一頁。

⑫ 最大判平成二三年三月一三日民集六五巻二号七七八一頁。

⑬ 最大判平成二三年三月一三日民集六五巻二号七七八一頁。

⑭ 最大判平成二三年三月一三日民集六五巻二号七七八一頁。

⑮ 以上について、西村・前掲注⑦三六頁も参照。

⑯ 最大判平成二三年三月一三日民集六五巻二号七八一頁。

⑰ 最大判平成二三年三月一三日民集六五巻二号七八一頁。

⑱ 西村・前掲注⑦三六頁。

⑲ 例えば、西村・前掲注⑦三六頁は、平成二三年大法廷判決について「最大較差の数値を主たる理由とするのではなく、合理的根拠を喪失した要素が投票価値の不平等を引き起していることを理由とする点でこれまでの先例とスタンスを異にする」と評価し、「このスタンスを引き継いだのが本判決である」とする。

⑳ 小選挙区制の下で、平成一一年大法廷判決（最大判平成一一年一月一〇日民集五三巻八号一四四一頁）は最大較差二一・三〇九倍、平成一三年判決（最大判平成一三年一二月一八日民集五五巻七号一六四七頁）は最大較差二一・四七一倍、平成一九年大法廷判決（最大判平成一九年六月一三日民集六一巻四号一六一四頁）は最大較差二一・七一倍を其々違憲状態ではないとした。小選挙区制の下で初めて選挙区割りを違憲状態とした平成二三年大法廷判決では、最大較差二・三〇四倍であったが、本文で述べたように、それは較差の数値から違憲状態を導いたものではない。

㉑ 最大判平成二三年三月一三日民集六五巻二号七七八九頁。

- (22) これに対し、本判決の鬼丸裁判官意見は、較差を出来る限り一对に近づけるべきであり、「当初からこれを目指したものとはいえない上記作成方針（較差二倍以上とならないようにすること）を基本とするという方針（筆者注）は憲法上の要請に合致するものとはいえない」としている（最大判平成二五年一月二〇日民集六七巻八号一五三〇頁）。
- (23) 当該選挙区における選挙を即時無効としたものとして、広島高裁岡山支部平成二五年三月二六日（判例集未登載）、将来効判決を下したものとして広島高判平成二五年三月二十五日判時一一八五号二六頁。
- (24) 高見・前掲注⑦一二九頁、赤坂・前掲注⑦一〇頁、只野・前掲注⑦一〇頁。
- (25) 赤坂・前掲注⑦九頁。この二段階の判断枠組みに従つた際の、あらうる判決類型については、同九一一〇頁を参照。
- (26) 西村・前掲注⑦三七頁は「本判決においても合理的期間経過を考慮したのは、人口変動に起因する較差から生じた違憲状態の場合と同様に、国会の対応のための時間の考慮が必要となる要素があるから、との理解に留めておくべきである」として、射程の限定を図つてある。しかし、本文で述べた裁判所の理解を前提にすれば、定数不均衡訴訟で違憲状態が認定された場合で、「国会の対応のための時間の考慮が必要となる要素」が存在しない場合とはいがなる場合があるのであるうか。筆者には本判決の定式は衆議院議員選挙に係る定数不均衡訴訟について、一般的な射程を持つもののように思われる。
- (27) なお、木内裁判官の反対意見が述べるように、この「憲法の予定している司法権と立法権の関係」は、従来の判決では合理的期間の

根拠としては示されてはこなかつたものである（最大判平成二五年一月二〇日民集六七巻八号一五四九—一五五〇頁）。一人別枠方式の規範的評価の変化に起因する違憲状態について合理的期間を用いた平成二三年大法廷判決は、特に合理的期間の根拠について触れるところはない。また、人口異動に起因する違憲状態への合理的期間の適用については、昭和五一年大法廷判決が、「選挙区割と議員定数の配分を頻繁に変更することは、必ずしも実際的でなく、また、相当でもない」という、いわば政策的な理由を挙げている。他の諸判決もこれを前提にしていると思われる。

- (28) 駒村・前掲注⑨一九〇頁。

(29) 別の理解としては、本文でも後で触れるように、平成二三年大法廷判決の合理的期間の判断には従来の合理的期間の判断との整合性に疑いがもたれていたので、両者を統一するに当たつて論拠を積極的に示そうとしたということも考えられよう。

なお、この第二段階の合理的期間については、以前から、違憲状態と違憲を分離する根拠が不明確であるとの主張がされてきた。安念潤司「いわゆる定数訴訟について（三）」成蹊法学二六号（一九八八年）三九一四七頁、内藤光博「議員定数不均衡と改正の合理的期間」長谷部恭男他編『憲法判例百選II第六版』（二〇一三年）三三一頁。本判決の挙げる「憲法の予定している司法権と立法権の関係」は、なぜ違憲状態と違憲を分けなければならぬのかという問い合わせに直接答えるものではない。

- (30) 岩井・林・前掲注⑦六九頁、高見・前掲注⑦一二〇—一二一頁、横山・前掲注⑦六二頁。

- (31) 最大判昭和五八年一月七日民集三七巻九号一二六四—一二六五

頁。

(33) 最大判昭和六〇年七月一七日民集三九巻五号一一一一一四七三頁。

(34) 最大判平成五年一月一〇日民集四七巻一号八七八八頁。

(35) 最大判平成二五年一一月一〇日民集六七巻八号一五三一一五三二四頁。

(36) 最大判平成二三年三月二三日民集六五巻二号七八一頁。

(37) 平成二三年大法廷判決の調査官解説は、「基本的には、本件言渡し時以降、是正に係る立法の内容やその過程等に関する諸般の事情を踏まえた『事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間』内に、いわゆる違憲状態を解消するための立法措置が必要にな」る述べており、同判決における合理的期間の起算点を、違憲状態とされた平成二一年選挙時よりも後の、「本判決言渡し時」(平成二三年三月二三日)と理解していると考えられる。岩井伸晃・小林宏司「判解」法曹時報六六巻七号(二〇一四年)一九七三頁。しかし、

調査官解説のように、合理的期間の起算点を平成二三年三月二三日とするのは、従来の判例の立場とは合致しないだろう。本文で述べたように、従来の判例における合理的期間の判断では、客観的に違憲状態となつた時点と合理的期間の起算点を対応させていると読むのが素直である。調査官解説のよろな、違憲状態となつた時点と合理的期間の起算点のタイムラグを説明するには、以下のように基礎付けられる他ないだろう。すなわち、平成二三年大法廷判決は合理的期間の起算点を国会の認識可能性に求めており、一人別枠方式の規範的評価を変更しての違憲状態の認定という特殊性を踏まえれば、国會が確定的に違憲状態を認識し得たのは平成二三年大法廷判決時と言わざるを得ず、起算点は平成二三年三月二三日となる、と説明す

るのである。

これに対し、初宿正典「衆議院小選挙区選挙における一人別枠方式等の合憲性」民商法雑誌一四六巻四・五号(二〇一二年)四七三頁の注(2)は、平成二三年大法廷判決が平成一九年大法廷判決に言及しつつ「合理的期間内に是正がなされたものということはできない」としていることから、合理的期間の起算点を平成二三年三月二三日以前にしていると読む。起算点の基礎を国会の認識可能性に求める場合でも、なお平成二三年三月二三日判決以前の時点を起算点とする可能性は当然に残っている。しかし、平成二三年大法廷判決では起算点の基礎を国会の認識可能性に求めるといふことは明示されておらず、平成二三年大法廷判決を従来の判例の延長に位置づける理解も十分にあり得るところである。この場合は平成二一年選挙時以前に合理的期間の起算点が設定されることになる。

(38) 合理的期間による「違憲の主觀化」については、安念・前掲注(2)五八一六九頁を参照。

(39) 藤井樹也「立法者の努力を評価する司法判断」戸松秀典・野坂泰司編「憲法訴訟の現状分析」(有斐閣、二〇一二年)四〇六頁以下。

(40) なお、衆議院議員選挙の定数不均衡訴訟について、裁判所と国会の「対話」という観点から整理・分析を行つたものとして、佐々木雅寿「対話的違憲審査の理論」(三省堂、二〇一三年)七九一一二一頁、同「対話的違憲審査の理論」新世代法政策学研究第一九号(二〇一三年)二七一五二頁。また、宍戸常寿「一票の較差をめぐる『違憲審査のゲーム』」論究ジユリスト第一号(二〇一二年)四八頁は、平成二三年大法廷判決の合理的期間の判断に注目して、「法令の規定ではなく立法者の行態を違憲審査の対象とする『違憲の主觀化』の段階を超えて、先行する最高裁自身の判例が立法者の

行態の前提に取り込まれることにより、国会と最高裁の間の継続的な相互作用の場へと変容している」と述べ、「〔〕でも「対話」的な観点が指摘されている。

確かに、選挙権が制度的権利であることを踏まえれば、裁判所の判断に応答しながら、立法者が憲法上の要請を満たす制度を形成することが求められるといふのはその通りであろう。もつとも本判决のような定式化が、裁判所と立法者の対等な「対話」に留まるのか否かは別問題である。

(41) 一人別枠方式を廃止した新たな選挙区割りの下で較差が拡大した場合、厳格に設定された較差の数的基準に照らして違憲状態を認定すると同時に、国勢調査の結果等から、人口異動による較差拡大に起因する違憲状態を認識し得たにも関わらず「漸次的な見直し」をしていなかつたとして、合理的期間も経過したと判断される可能性は、本判决の定式によつても否定されていない。

(42) なお、大谷裁判官反対意見は、一人別枠方式を廃止し旧区画審設置法三条一項の基準の下で定数配分を見直す作業は「人口異動による見直しと本質的に大きく異なるものではない」と評価している。

最大判平成二五年一月一〇日民集六七巻八号一五三四頁。

(43) 最大判平成二五年一月一〇日民集六七巻八号一五三九一五四〇頁。

(44) この点について詳しく述べ、高見勝利『政治の混迷と憲法』(岩波書店、二〇一二年)一一二三頁。

(45) 最大判平成二五年一月一〇日民集六七巻八号一五四〇一五四一頁。大橋裁判官は、仮に選挙制度の抜本的改革を同時に行うこととが許されるとしても、それは「本件選挙当時までに憲法に適合する区割規定を含む抜本的改革案についての具体的な審議が進展し、遠

くない時期までに改革法案が成立していることが条件となる」という。

(46) 只野・前掲注⑦一頁は、「投票価値の平等という憲法上の要請とは直接関係しない定数削減や制度の根本的な見直しの議論が、較差の抜本是正を遅らせる免罪符として利用された感は否めない」と述べる。

(47) 調査官の解説は、この選挙後の事情が、多くの高裁判決の判断を分けた要素であると指摘する。岩井・林・前掲注⑦七〇頁。

(48) 最大判平成一八年一〇月四日民集六〇巻八号二七〇四頁、最大判平成二一年九月三〇日民集六三巻七号一五一七頁、最大判平成二四年一〇月一七日民集六六巻一〇号三三七〇頁。なお、いずれも本判决同様、選挙後の事情を考慮要素とするものの、最終的な評価は選挙時に引き直して行つてている。

(49) 最大判平成二五年一月一〇日民集六七巻八号一五五〇頁。

(50) 参議院議員選挙の定数不均衡訴訟に係る平成二一年大法廷判決(最大判平成二一年九月三〇日民集六三巻七号一五一〇頁)の評釈ではあるが、以下の分析の参考にしたものとして、毛利透「公職選挙法一四条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」民商法雑誌一四二巻四・五号(二〇一〇年)四六二頁。

(51) 最大判平成二五年一月一〇日民集六七巻八号一五四〇一五四一頁。

(52) 参議院定数不均衡訴訟についてであるが、この重心の移動に言及するものとして、山本龍彦「立法過程の脱『聖域』化」法学セミナー六八五号(二〇一二年)六六一六七頁。

(53) 違憲の主觀化による立法者の免責に焦点を当てたものであり、本

稿とはニュアンスを異にするが、同様に統制法理の質的な転換を説くものとして、藤井・前掲注³⁹四一八一四二二頁。

54 長谷部恭男『憲法の円環』(岩波書店、二〇一三年)一八三頁。

(篠原永明)